

ご家庭向け料金の見直しについて

当社は、2024年4月1日から規制部門のお客さまの電気料金を見直いたします。

一般送配電事業者が2023年12月1日に申請しておりました、2024年4月に導入される発電側課金制度や2023年4月から導入されているレベニューキャップ制度に基づく収入の見通しに係る変更を反映した託送供給等約款が、2024年1月17日に経済産業大臣に認可され、送配電設備の利用料金である「託送料金」が変更されることとなりました。

電気料金の中には、一般送配電事業者を支払うべき託送料金相当額が含まれていることから、当社は、託送料金の変動分を反映するため、2024年4月1日から電気料金を見直いたします。（電力量料金単価の引き下げ）

なお、ご家庭（契約種別：従量電灯B、契約電流：30A、使用電力量：260kWh/月の場合）の電気料金は、見直し前のお支払い額と比べて24円の値下げとなり、月額7,521円となります（2024年3月分の燃料費等調整額▲9.99円/kWh、再生可能エネルギー発電促進賦課金1.40円/kWhを含む）。

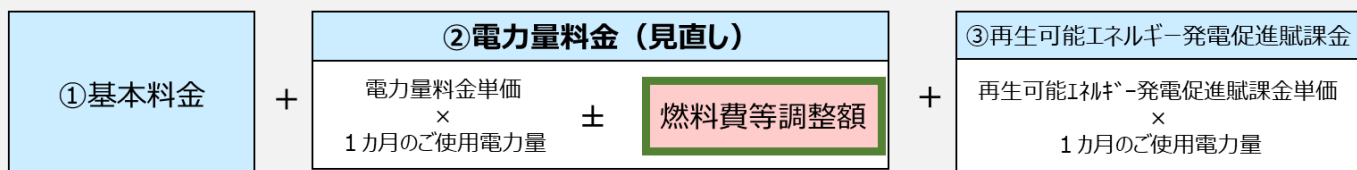
低圧自由料金についても、規制料金を見直しを踏まえ、規制料金の実施日とあわせ、新料金を実施いたします。

今後もさらなる経営効率化に取り組み、お客さまに安定した電力をお届けしてまいります。

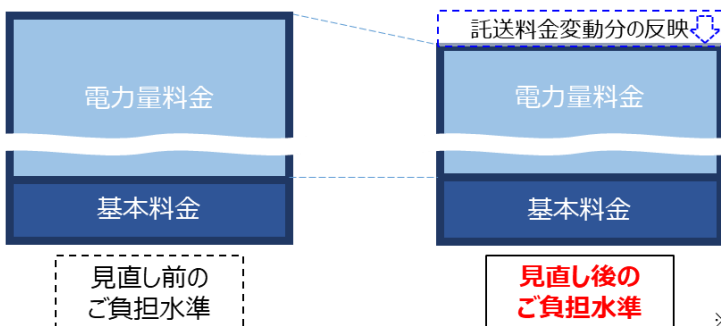
1. 具体的な電気料金見直し方法について

電気料金は、契約電流などに応じてご負担いただく「①基本料金」、電気のご使用量に応じてご負担いただく「②電力量料金」、電気のご使用量に応じて国が定めた単価によりご負担いただく「③再生可能エネルギー発電促進賦課金」により構成されています。

今回の電気料金見直しでは、発電側課金制度の導入および2023年4月から導入されているレベニューキャップ制度に基づく収入の見通しに係る託送料金の変動分について反映することとし、電力量料金のみを見直しを行います。（電力量料金単価の引き下げ）



【託送料金変動に係る料金単価の見直し※（ご負担イメージ）】



<電力量料金単価の見直し>

発電側課金・レベニューキャップ期中調整の託送料金の変動分を反映（電力量料金単価の引き下げ）

- ◆ 当社として一般送配電事業者を支払う託送料金が減少します。
- ◆ そのため、**託送料金の変動分を電力量料金単価に反映します（引き下げ）**。
- ◆ **引き下げ幅はご契約されているメニュー（電圧）によって異なります。**

※東北6県・新潟県内において当社とご契約のお客さまに適用する料金メニューの場合

2. 各種約款規定の見直しについて

このたびの料金見直しに合わせて、以下の通り約款規定の見直しを行います。

いずれも、約款変更にともない必要となる形式的な見直しや、文意の明確化を行うものであり、お客さまに実質的な影響のある見直しはありません。

【特定小売供給約款規定の見直しについて】

項目	規定の内容
本則	
2. 供給約款の届出および変更	<ul style="list-style-type: none">約款変更に係る根拠条文を、電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項に基づく届出へ修正いたしました。
Ⅲ 契約種別および料金	<ul style="list-style-type: none">見直し後の料金を規定しました。
附則	
1. この供給約款の実施期日	<ul style="list-style-type: none">実施期日を「2024年4月1日」に見直しました。
4. 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置	<ul style="list-style-type: none">約款の変更にともない必要となる形式的な見直しを行いました。
5. この供給約款の実施にともなう切替措置	<ul style="list-style-type: none">約款の変更にともない必要となる形式的な見直しを行いました。

2. 各種約款規定の見直しについて

【低圧電気標準約款の変更内容】

項目	規定の内容
本則	
2. 標準約款および実施要綱等の変更	<ul style="list-style-type: none">民法第548条の4項の規定に基づき、社会情勢の変化等合理的な理由がある場合は、供給条件を見直すことがある旨、記載しておりますが、その合理的な理由について、より具体化した記載を追加し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替することがある旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
7. 需給契約の成立および契約期間	<ul style="list-style-type: none">契約更新時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替することがある旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
附則	
1. この標準約款の実施期日	<ul style="list-style-type: none">実施期日を「2024年4月1日」に見直しました。

【低圧電気供給実施要綱および選択約款の変更内容】

項目	規定の内容
本則	
実施要綱（選択約款）の変更	<ul style="list-style-type: none">民法第548条の4項の規定に基づき、社会情勢の変化等合理的な理由がある場合は、供給条件を見直すことがある旨、記載しておりますが、その合理的な理由について、より具体化した記載を追加し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により、代替することがある旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料金	<ul style="list-style-type: none">見直し後の料金を規定しました。
附則	
実施期日	<ul style="list-style-type: none">実施期日を「2024年4月1日」に見直しました。